

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物規制課長

屋外タンク貯蔵所の不等沈下の点検方法に係る運用について(通達)

消防法第 14 条の 3 の 2 に基づく製造所等の定期点検については、平成 3 年 5 月 28 日付け消防危第 48 号「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」(以下、「48 号通知」という。)により、運用願っているところであるが、このうち屋外タンク貯蔵所の不等沈下の点検方法については、別紙により運用することとしたので、今後はこれにより指導されたい。

また、今回の運用に伴い、48 号通知の一部を下記のとおり改める。

なお、貴管下市町村に対してもこの旨示達され、よろしく御指導願いたい。

記(略)

別紙

屋外タンク貯蔵所(岩盤タンク及び海上タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の定期点検における不等沈下の点検方法については、次のとおりとする。

1 実施時期

不等沈下に関する定期点検については、レベル計等の測定機材を用いた不等沈下量の測定を原則とするが、次に定める条件に適合するものにあつては、レベル計等の測定機材を用いる不等沈下量の測定時期を次に定めるそれぞれの時期とすることができること。なお、不等沈下量の測定による点検を行わない期間においては、1 年に 1 回以上の目視による点検を行うものであること。

ただし、次回測定時期までの間に目視による点検等において異常が認められた場合、屋外タンク貯蔵所の周囲でタンクの基礎・地盤に影響を与えるおそれのある工事が行われた場合又は屋外貯蔵タンクに影響を与えるおそれのある地震等が発生した場合には、レベル計等を用いた不等沈下量の測定を実施すること。

(1) 特定屋外タンク貯蔵所

ア 不等沈下率(屋外貯蔵タンクの直径に対する当該屋外貯蔵タンクの不等沈下量の割合をいう。以下同じ。)が、3 年間継続して 1 / 300 未満であったもののうち、直近における不等沈下率が 1 / 600 以上 1 / 300 未満のもの 2 年に 1 回以上

イ 不等沈下率が、3 年間継続して 1 / 300 未満であったもののうち、直近における不等沈下率が 1 / 600 未満のもの 3 年に 1 回以上

(2) (1)以外の屋外タンク貯蔵所

ア 不等沈下率が、3 年間継続して 1 / 150 未満であったもののうち、直近における不等沈下率が 1 / 300 以上 1 / 150 未満のもの 2 年に 1 回以上

イ 不等沈下率が、3 年間継続して 1 / 150 未満であったもののうち、直近における不等沈下率が 1 / 300 未満のもの 3 年に 1 回以上

2 実施結果の記録

不等沈下量の測定による点検の実施結果については、48 号通知別記 4-1 及び 4-2 の点検表の点検結果の欄に不等沈下率を記載すること。

<参考>

特定屋外タンク貯蔵所のレベル計等を用いた不等沈下量の測定時期の例

例 1	<u>◎ ◎ ◎</u>	—	—	◎	—	—	◎	—
例 2	<u>○ ○ ○</u>	—	○	—	○	—	○	—
例 3	<u>○ ◎ ◎</u>	—	—	○	—	△	○	—
例 4	<u>○ ○ ◎</u>	—	—	△	○	—	○	—
例 5	<u>○ ○ ○</u>	—	◎	—	—	◎	—	—
例 6	<u>◎ ◎ ○</u>	—	○	—	◎	—	—	○
例 7	△	<u>○ ○ ○</u>	—	△	○	—	○	—
例 8	△	○	○	△	<u>○ ○ ○</u>	—	○	—

凡例 ◎ : 不等沈下率の測定結果が1/600未満の年

○ : 不等沈下率の測定結果が1/600以上1/300未満の年

△ : 不等沈下率の測定結果が1/300以上1/100未満の年

— : 測定省略可能な年

下線 : 不等沈下率の測定結果が1/300未満を3年間継続したと判断した時期